

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ(案)

平成28年 月

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議

<u>I. はじめに</u>	1
<u>II. デジタル教科書に関する基本的な考え方</u>	2
1. 教育の情報化の推進について	
2. 現行制度における教科書の意義及び位置付けについて (デジタル教科書の位置付けに関する検討の視点)	
3. 学びの充実のためのデジタル教科書の導入の在り方について (デジタル教科書の内容・範囲) (デジタル教科書の使用による効果・影響との関係) (デジタル教科書の使用形態) (多様な学習ニーズへの対応) (中長期的な検討の視点)	
4. 使用形態を踏まえたデジタル教科書の在り方について (教科書検定制度との関係) (学習内容の特性への配慮) (教科書無償給与制度との関係) (導入時期)	
<u>III. デジタル教科書の導入に伴う関係制度の方向性</u>	15
(教科書採択、教材選定)	
(供給方法)	
(定価・価格)	
(障害のある児童生徒に対する配慮)	
(著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方)	
<u>IV. デジタル教科書を取り巻く環境の整備</u>	22
(デジタル教科書の使用に当たって求められる ICT 環境の整備)	
(デジタル教科書の効果的な使用のための条件整備)	
<u>V. おわりに</u>	26

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ（案）

I. はじめに

現行制度においては、児童生徒が日常使用する教科書は紙媒体で制作されたもののみが認められている一方で、近年においては、いわゆる「デジタル教科書」が教科書発行者により補助教材として制作され、学校等において普及しつつある¹。

また、教育における情報化が進展する中で、児童生徒の学びを質・量両面から向上させるため、学びの手段や学習環境としての ICT の将来性・可能性を見据えて、教科書への ICT の活用の在り方について検討が求められており、平成 27 年 5 月の教育再生実行会議第七次提言²において、「教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う」とされるところととも、同年 6 月に閣議決定された日本再興戦略³においても、「いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る」とされたところである。

このようなことを背景として、検討会議においては、同年 5 月以降、現在の教科書ないしは教科書制度の意義や位置付けを確認した上で、「デジタル教科書」を巡る様々な課題について、関係の有識者からの意見聴取や、デジタル教材を使用する学校における取組状況の視察、保護者を対象としたアンケート調査⁴等も踏まえながら、多様な観点から検討を行い、平成 28 年 6 月に、中間的な取りまとめを行ったところである。その後、教育委員会や学校関係者をはじめとする様々な関係者からの意見や、パブリックコメント⁵を通じた一般の方々からの意見を踏まえて、更に検討を進め、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びそれを踏まえた望ましい導入の在り方に関し、委員間において一定の共通認識が得られたことから、今般、検討会議としての最終まとめとするものである。

本報告書は、我が国の教育制度において教科書が果たしてきた意義・役割を前提とした上で、教科書への ICT の活用により学びの質・量をさらに向上させるために講ずべき措置や、関連制度の改善を含めてその円滑な実現に向けて取り組むべき事項、さらには、中長期的な検討の視点等について、現時点における考え方を示したものであるが、ICT をはじめとする技術の進歩は現在も途上にあり、革新とも言うべき想像を超える速さで

¹ 本報告書においては、指導者用あるいは学習者用に、現在、教科書発行者から補助教材として制作・販売されている「デジタル教科書」を、便宜上、「デジタル教科書(教材)」と呼ぶこととする。

² これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第七次提言)(平成 27 年 5 月 14 日教育再生実行会議)

³ 「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

このほか、知的財産推進計画 2016(平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部決定)、世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 28 年 5 月 20 日閣議決定)等においても、いわゆるデジタル教科書・教材の位置付け等の検討を求める旨の提言がなされている。

⁴ 「デジタル教科書」に関するアンケート結果(小学校・中学校／高等学校編)(平成 27 年 8 月)

⁵ 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議中間まとめに関する意見募集(実施期間:平成28年7月25日～8月12日、意見総数:214件)

進む可能性も十分に考えられることから、今後、そうした技術革新の動向等も踏まえて、改めて検討を要することが生じることも考えられる。

このため、本報告書を踏まえて、今後、文部科学省や教科書発行者をはじめとする関係者において、必要な制度改正に向けた検討や、関連する事項について更なる具体的な検討、さらには、デジタル教科書の円滑な導入に向けて必要な環境整備が進められることを期待するが、それに際しては、検討会議における議論がそこに至った背景・経緯、問題意識等と、その時点における技術の発展・普及状況や最新の科学的知見、児童生徒を取り巻く諸状況等を総合的に勘案し、最も適切な形でデジタル教科書の導入が実現されるよう、柔軟かつ詳細な検討が行われることが求められる。

Ⅱ. デジタル教科書に関する基本的な考え方

1. 教育の情報化の推進について

- 21世紀の高度情報化社会に対応し、教育の情報化を進めていくことは喫緊の課題であり、近年、地方自治体や学校において、学習活動の充実のための様々な取組が行われてきている。文部科学省においても、平成23年4月に、教育の情報化の推進に当たっての基本的な方針として教育の情報化ビジョン⁶を公表し、「情報教育」「教科指導における情報通信技術の活用」「校務の情報化」の三つの側面を通して教育の質の向上を目指すことを明らかにするとともに、同ビジョンに基づいて、学びのイノベーション事業をはじめとする取組が実施されてきた。
- 教育へのICT活用の特性・強みとしては、多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ表現することなどができ、カスタマイズが容易であることや、時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるという時間的・空間的制約を超えること、距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやり取りができるという双方向性を有することから、児童生徒の資質・能力等を更に育むための学習につながり、効果的・効率的な授業運営が可能となること等が挙げられる。これらにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現に大きく貢献すること等が期待されている。
- その一方で、各学校において実際にICTの活用を進めるに当たっては、いまだ様々な課題もあり、例えば、平成28年7月の「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ⁷においては、授業・学習面でのICTの活用に関して、ICTを活用した授業で有効に活用できる質の高い教材が不足していることや、タブレットPCや電子黒板・提示機器等の機器や無線LAN等のネットワーク、システム等の構築にコストがかかること、専門知識が必要となることで整備が進まず、教員や子供が使いやすい状況になっていないこと、また、授業に活用するためにどのような機器やシステムを整備すべきかの明確な基準がないこと等の課題が挙げられているほか、検討会議における議論においても、個々の教員や児童生徒によってICT機

⁶ 教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～(平成23年4月28日)

⁷ 「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ(平成28年7月28日)

器の操作能力の差異が大きいといったことが指摘されている。

- 急速に情報化が進展し、社会生活において ICT を日常的に活用することが当たり前となりつつある中で、これからの社会を生きていく子供たちに、情報活用能力⁸を、各学校段階における教育課程全体を通じて体系的に育てていくことや、「アクティブ・ラーニング」の視点により授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で、教育への ICT の活用を充実していくことは重要であり、上記のような課題に対応しながら、教育の情報化を更に進めていくことが不可欠である。
- また、近年、教科書とともに、補助教材として「デジタル教科書（教材）」等を使用するなど ICT を活用した授業が、全国の地方自治体や学校で進みつつあるが、児童生徒の学びの充実と結びつく、そうした取組や良質な補助教材の活用は、今後一層進めていくことが重要となる。
- このようなことを背景として、平成 28 年 7 月には、文部科学省において、2020 年代に向けた教育の情報化に対応するための今後の対応方策について取りまとめた教育の情報化加速化プラン⁹が策定されたところであり、今後、このプランに基づいて、国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組むことが必要である。

2. 現行制度における教科書の意義及び位置付けについて

- 我が国において、教科書は全ての児童生徒が必ず用いるものであり、全ての国民が使用した経験を持つ極めて身近な存在として定着しているとともに、過去百年以上にわたって、紙の教科書を基本として学習する児童生徒の姿は、我が国の学校教育の基本スタイルを形作ってきた、まさに文化とも言えるものである。
- また、戦後間もない時期に創設された現行の教科書制度により、各教科の学習における主たる教材として、質が確保された教科書が全ての児童生徒に確実に届けられることが担保され、これにより、基礎的・基本的な教育内容の履修が保障されるとともに、もって全国的な教育水準の向上や教育の機会均等の保障、適正な教育内容の担保等の実現が図られており、我が国の教育の質は、教科書によって支えられてきたと言っても過言ではない。
- こうした教科書の意義を担保するために、現行の教科書制度は、学校教育法¹⁰、教科書の発行に関する臨時措置法¹¹、地方教育行政の組織及び運営に関する法律¹²、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律¹³及び義務教育諸学校の教科用図

⁸ 後述の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」においては、「情報活用能力とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことである」とされている。

⁹ 教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～（平成28年7月29日）

¹⁰ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 34 条、第 49 条、第 49 条の 8、第 62 条、第 70 条、第 82 条、附則第 9 条

¹¹ 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)

¹² 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 21 条第 6 号、第 48 条等

¹³ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和 37 年法律第 60 号)

書の無償措置に関する法律¹⁴並びに障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律¹⁵等をはじめとする数多くの法令から精緻に構築されており、我が国における教科書は、これらの法令において、他の多くの教材とは異なる以下のような位置付けを有している。

- ◇ 各学校において使用しなければならない。
 - ◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある。
 - ◇ 義務教育段階においては児童生徒に対して無償で給与される。
 - ◇ 国から教科書発行者に対して、発行の指示、定価の認可等が行われる。
 - ◇ 著作・編集等に当たって、著作権の権利制限が認められている。
- これらの位置付けの相互の関係については、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書）を使用しなければならない¹⁶という、学校教育法に規定するいわゆる教科書の使用義務が中核にあると捉えることが適当である。
- すなわち、教科書に使用義務があるからこそ、文部科学省が著作の名義を有するものを除いて、検定によって質の担保が行われるとともに、義務教育段階における無償給与及びそのための採択の仕組み等が制度化され、また、その著作・編集、発行を円滑かつ確実なものとするために、発行の指示、定価の認可、著作権の権利制限等が行われている。
- このように、我が国の教科書制度は、著作・編集に民間主体である教科書発行者の創意工夫を生かしつつ、検定により一定の質を担保するとともに、採択、製造、供給、給与の各段階においても、その目的の達成のために必要な措置が講じられているなど、教科書制度それ自体が、我が国の教育を支える重要な役割を果たしており、教科書制度は、児童生徒の学びの充実に資するよう、改善を重ねながら、今後とも維持していくことが適当である。

（デジタル教科書の位置付けに関する検討の視点）

- いわゆる「デジタル教科書」がどのようなものを意味するのか自体必ずしも明確でないのが現状¹⁷であるが、上述の教科書の意義及び位置付けを前提とすれば、DVDやメモリーカード等の記録媒体に記録されるデジタル教材のうち教科書の使用義務の履行を認めるものをデジタル教科書とした上で、その位置付けについて検討を

¹⁴ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)

¹⁵ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成 20 年法律第 81 号)

¹⁶ ただし、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書以外の教科用図書を使用することが認められている。

¹⁷ 例えば、教育の情報化ビジョンにおいては、デジタル教科書について、「デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの」と定義されている。一方で、「デジタル教科書(教材)」については、必ずしもこの範囲に当てはまるもののみではなく、教科書紙面の内容に加えて、多種多様な教材が付加されていたり、拡大や音声による読み上げなど従来の教科書にはない機能が付加されていたりと、その範囲や内容が一義的に定まっているものではない。

進めることが適当である。

- 他方で、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において取りまとめられた「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（平成28年8月26日）においては、資質・能力の三つの柱¹⁸や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた視点を踏まえて、「教科書を含めた教材についても・・・改善を図り、新たな学びや多様な学習ニーズに対応し、学習指導要領の各教科・科目等の目標を達成しやすいものとしていく必要がある」、また、「「主体的・対話的で深い学び」を実現するには、教科書自体もそうした学びに対応したものに変わり、教員がそれを活用しながら、教科書以外の様々な教材も組み合わせて子供の学びの質を高めていくことができるようにすることが重要である」と示されているところであり、近年の教育の情報化の流れの中にあっては、児童生徒の学びの質・量を向上させるために、教科書についても、ICTをいかに活用していくかという観点から検討を行うことが必要である。
- これまで、紙の教科書が、児童生徒の学びの充実、さらには、我が国の教育それ自体に大きな役割を果たしてきたことに疑いはない。それゆえ、児童生徒の主たる教材として紙の教科書が直ちに児童生徒の目の前からなくなるという状況には不安を覚える者も多いと考えられる。

また、紙の教科書では、教科書に求められている意義・役割を十分に果たすことができないことからデジタル教科書の導入を検討するというものではない。デジタル教科書の導入によって、児童生徒に提供される学習内容が変わるものではなく、デジタル教科書を導入する場合においても、紙の教科書のみを主たる教材として使用することを希望する教育委員会や学校があることも考えられるし、デジタル教科書を特定の学習に限定して使用することも考えられる。
- 一方で、現在は、紙の教科書を使用し、教員と児童生徒の対面による授業が基本となっているが、デジタル教科書の導入を契機として、教員による指導方法の工夫、改善等により、児童生徒一人一人の学習ニーズに合った学びのスタイルに対応することができるようになることも期待される。
- このため、デジタル教科書の導入の可否については、デジタル教科書が紙の教科書に取って代わるか否か、いわば、紙の教科書か、それとも、デジタル教科書かの二者択一を迫る観点から検討されるべきものではない。
- 現在、紙の教科書を中核として、様々な補助教材が密接不可分に関連しながら体系的に学校教育が行われていることを踏まえると、デジタル教科書の導入に当たっては、紙の教科書と同等の質を確保した上で、デジタル教科書がもつ良さを生かした使い方を進めていくことが適当である。

¹⁸ 同審議のまとめにおいては、学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の三つの柱として、①何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)、②理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)、③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)と整理されている。

3. 学びの充実のためのデジタル教科書の導入の在り方について

(デジタル教科書の内容・範囲)

- 教科書は、使用義務が課されていることがその位置付けの中核にあると捉え、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するという目的を果たすために、原則としてその内容の全てについて学習する必要があること、そして、その質を担保するために検定が行われていることに鑑みれば、紙の教科書とデジタル教科書の学習内容（コンテンツ）は同一であることが必要である。この点、教育委員会や学校関係者等からも、紙の教科書とデジタル教科書の学習内容は同一とし、使用義務が課される教科書の内容は必要最低限とすべきという意見が数多くあった。
- また、紙の教科書とデジタル教科書の関係については、同一の学習内容を紙面に掲載するか電磁的記録として記録するかの違いであると捉え、その内容を示すコンテンツ部分のみをデジタル教科書の構成要素とすることが適当である。
- なお、教科書発行者の判断により、デジタル教科書の内容のうち一部の単元等を抜粋して抜き出したものをデジタル教材として制作・販売することについては差し支えないものの、その際には、教科書が、学習指導要領に定める学習内容の全てを網羅し、異なる単元等の間における関連性にも配慮して体系的に構成されており、その一部のみの使用によっては本来の役割を果たせないおそれがあることも踏まえた上で、あくまでもデジタル教科書ではない補助教材としての取扱いにとどめることが必要である。

(デジタル教科書の使用による効果・影響との関係)

- これまでの検討会議における議論や関係者からの意見聴取において、さらには、教育委員会や学校関係者等からも、デジタル教科書は、多くの情報を取り込むことができ、その更新も容易であること、また、教科や学年を超えた活用により新たな学びのスタイルが構築されることも期待されることから、その使用により、児童生徒の多様な学習ニーズに応えることができるほか、紙の教科書にはない動画や音声等のコンテンツや、拡大・書き込み等の機能を活用することで、児童生徒の学びの充実を図ることができるのではないかといった意見があった。一方で、逆に、そのような紙の教科書にはないコンテンツや機能に依存し、実際に書く作業や、答えが書かれていない中で考える過程がおろそかとなり、書く力・考える力の育成につながらないのではないかとといった不安の声もあった。また、一概には言えないものの、教科書の媒体が紙であるかデジタル（電磁的記録）であるかそれ自体によってもメリットとデメリットの双方からの意見¹⁹があり、この点については保護者を対象としたアンケート調査やパブリックコメントの結果においても同様であった。
- 健康面への影響については、学びのイノベーション事業におけるアンケート調査

¹⁹ 例えば、紙媒体であることのメリットとしては一覧性・俯瞰性を有するといった意見が、デジタル媒体であることのメリットとしては可搬性に富み情報端末さえあれば空間的制約に拘束されないといった意見があった。

²⁰において ICT を活用した授業の前後で、児童生徒の身体の調子に顕著な変化は確認されないというアンケート結果のほか、携帯電話やスマートフォン、パソコンをはじめとする学校外における ICT 機器の利用が進んでいる現在社会においてはデジタル教科書の使用のみで問題が生じる訳ではないといった意見があった一方で、長時間の ICT 機器の使用により依存症等につながる恐れがあるといった意見があったほか、視力や脳の発達等、健康面への影響について不安を持つ保護者等もいる。

- しかしながら、学校外における ICT 機器の利用が進んでおり、その要素を考慮せずデジタル教科書の使用によるものだけを切り離して、効果ないしは影響を把握することは困難であること、また、現在、デジタル教科書を主たる教材として使用することは認められておらず、制度上、本格的な実証研究はできないことから、デジタル教科書の使用による効果・影響について、現時点で、客観的・定量的な検証を行うことは実際上困難である。
- このように、デジタル教科書については、導入に当たって様々な意見や不安があり、効果・影響等に関する検証はいまだ十分ではないこと、地方自治体や学校における ICT 環境は様々であること等を踏まえると、これらを見捨て全面的な導入を拙速に進めることは適当ではない。一方で、上述のように、少なくとも現時点においては、デジタル教科書の使用による客観的・定量的な検証を行うことは制度上困難であることから、これらの課題や不安があることのみを以て、デジタル教科書を否定的に捉えることは、加速度を増す社会の変化を踏まえれば、必ずしも適当ではない。
- これらを踏まえると、学びのイノベーション事業等におけるこれまでの実践活動の成果も踏まえつつ、デジタル教科書がプラスとマイナスの両面の効果・影響等を持ち得ることを理解した上で、デジタル教科書の導入前後を通じて、更に本格的な調査研究や実証研究を行い、教育効果や健康面への影響等に関する知見を蓄積するとともに、ICT 環境の整備を進めながら、段階的かつ慎重に導入を進めていくことが適当である。

(デジタル教科書の使用形態)

- 教科書の使用により基礎的・基本的な教育内容の履修を保障する必要がある一方で、デジタル教科書の使用による客観的・定量的な検証を行うことが制度上困難であることを踏まえると、デジタル教科書の導入に当たっては、基本的には、紙の教科書を基本にしながら、デジタル教科書を併用することとし、紙の教科書により、基礎的・基本的な教育内容の履修を確実に担保した上で、部分的に、デジタル教科書を使用することが適当である。
- 具体的な使用形態としては、大別して、
 - (1) 全ての教育課程の履修に当たって、紙の教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて、補助教材としてのみデジタル教科書を用いる

²⁰ ICT 活用による児童生徒の健康への影響等に関する調査結果(平成 24 年度)

(2) 紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学習内容に応じて、教科の一部（単元等）の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する

(3) 全ての教育課程の履修に当たって、デジタル教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて、補助教材としてのみ紙の教科書を使用する

ことが考えられるが、(1)の形態は、現行制度における使用形態²²である一方で、(2)及び(3)の形態については、学校教育法において、教科書が紙媒体により制作されていることを前提として、教科書の使用義務が定められていることから、制度上の手当が新たに必要となる。

○ この点、デジタル教科書を使用することにより、児童生徒の理解が進み、学びの深まりが期待できるような場合には、紙の教科書とデジタル教科書を使い分けることで、基礎的・基本的な教育内容の履修がより強固に保障されることにもつながると考えられることから、(2)の形態により、デジタル教科書の使用により学びの充実が期待される教科の一部（単元等）について、紙の教科書に代えて使用することで、教科書の使用義務の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当である。

○ 一方で、(3)の形態については、教科書により基礎的・基本的な教育内容の履修を保障することが不可欠であることに鑑みれば、許容するに当たっては、少なくとも、デジタル教科書の使用による効果・影響等に関する調査研究の結果を踏まえることが必要であり、現時点において認めることは適当ではない。

○ なお、(2)の形態のように、紙の教科書に代えたデジタル教科書の使用を教科の一部（単元等）に限定した使用形態では、教育効果も限定されたものしか得られないのではないかといった意見もあるが、むしろ、各学校においてデジタル教科書を使用することが自然となる環境を徐々に創り出していくという観点からは、デジタル教科書の活用を円滑に進めていくために大きな意義を有するものと考えられる。

○ また、児童生徒の発達段階に応じて、デジタル教科書の使用形態に差異を設けるべきか否かについては、高等学校段階においては、学科等が多様化し、それにに応じて生徒の学習する内容も、学力・関心・志望する進路等によって多様であること、また、そもそも義務教育ではなく、受益者負担の観点から教科書が有償であるため、(2)の形態のような紙の教科書とデジタル教科書の双方を使用する併用制の場合にはその双方が保護者負担となり得ること、さらには、生徒が一定程度 ICT 機器に慣れており、操作する技能を習得していることや、必修教科として「情報科」が設けられていることもあり、デジタル教科書の使用に関し、受け入れやすい環境があること等を考え合わせると、義務教育段階とは異なる取扱いをすることも考えられる。

○ ただし、教科書が果たすべき意義・役割は、高等学校段階においても同様であり、

²² 学校教育法第34条第2項において、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」とされており、同項に基づいて、各学校において補助教材が使用されている。

教育委員会や学校関係者等からの意見やパブリックコメントの結果においても、デジタル教科書の導入時点において、高等学校段階におけるデジタル教科書の使用について義務教育段階とは異なる取扱いを要望する意見は少数であった。また、高等学校における ICT 環境の整備状況についても、小学校・中学校と比較して必ずしも進んでいるとは言い難い状況にある²³こと等を踏まえると、高等学校においては、上述のように、デジタル教科書の使用を受け入れやすい環境があり、今後、潜在的なニーズが顕在化してくることも考えられるものの、当面は、デジタル教科書の使用に関し、義務教育段階と異なる取扱いとはせず、導入後の普及・定着状況やそれを受けた教育委員会や学校、保護者・生徒等の意向を踏まえ、改めて高等学校段階におけるより柔軟な使用を認めるかどうかについて検討を行うことが適当である。

(多様な学習ニーズへの対応)

- 現行制度上、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、学校教育法に特例が設けられており、教科書以外の教科用図書を使用することができることとされているとともに、通常学級に在籍する障害のある児童生徒についても、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律により、拡大教科書²⁴や点字教科書等の教科用特定図書等を使用することができるような配慮が行われている。
- この点、教育委員会や学校関係者等からの意見、パブリックコメントの結果においては、障害のある児童生徒については、文字や図表等の拡大機能や音声による読み上げ機能を活用することで、デジタル教科書の使用により学習を効果的に行うことができるという意見のほか、障害の内容・程度により紙の教科書の使用による学習が困難な児童生徒についてはデジタル教科書を先行して導入すべきといった意見があった。
- 現在、紙の教科書に代えて使用することが認められ、かつ、法令に基づいて必要な児童生徒に無償で給与されているのは、教科書以外の教科用図書及び紙媒体で製作された教科用特定図書等のみであり、現行制度においては、デジタル教科書又は後述する音声教材等については、使用義務がある紙の教科書に代えて使用することは認められていない。
- このこともあり、紙の教科書及び紙媒体で製作された教科用特定図書等の使用によっては学習が困難な児童生徒に対して、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障

²³ 文部科学省「平成 27 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によれば、平成 28 年 3 月 1 日現在、公立の高等学校における教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は5.0人(公立学校全体は6.2人)、デジタル教科書(教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツ(教職員等が授業のため自ら編集・加工したものを除く。)をいう。)を整備している学校の割合は10.2%(公立学校全体は42.8%)、電子黒板を整備している学校の割合は51.6%(公立学校全体は78.8%)となっている。

²⁴ 紙の教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているもの。教科書発行者のほか、ボランティア団体等が製作しており、義務教育段階においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律又は障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づいて必要な児童生徒に提供されている。

する教材が主たる教材として十分に確保されているとは必ずしも言い難く、そのような児童生徒のうち、デジタル教科書の使用による学習が効果的である児童生徒については、デジタル教科書を(2)の形態よりも更に積極的に使用することができるよう必要な措置を講ずることが望ましいと考えられる。

- なお、デジタル教科書に加えて、現在、教科用特定図書等として製作されている音声教材等を紙の教科書に代えて使用することを認めるかどうかについては、文部科学省において、対象とする音声教材等（教科用特定図書等）の範囲や内容等について、紙の教科書の内容と同一とみなすことができるかどうかなどの観点から検討を行った上で判断することが必要である。
- さらに、デジタル教科書は、日本語に不慣れな外国人児童生徒や帰国子女、不登校児童生徒等に対して、それぞれの学習ニーズに対応したよりきめ細やかな個別指導が可能となり、優れた教育効果が期待できることも考えられることから、このような児童生徒に対して、デジタル教科書やそれに附属するデジタル教材、また、音声による読み上げ機能等の積極的な活用を促進することも意義が大きい。ただし、その際、デジタル教科書の使用のみにより児童生徒の学びの充実が図られる訳ではなく、教員の適切な指導やその他の必要な支援等が相まって教育効果が得られるものであることには留意が必要である。

(中長期的な検討の視点)

- 「デジタル教科書（教材）」のうち、特に学習者用については、教科書発行者においても、使用する学校においても、その制作又は使用による効果等の成果・知見の蓄積は不十分であり、試行錯誤の中で取組が進められている状況にある。また、「デジタル教科書（教材）」の使用に際して、そのための情報端末やネットワーク環境等の周辺環境の整備にコストが生じることも、導入を進めようとする地方自治体や学校の負担となっているのが現状である。
- そのような状況の中、デジタル教科書の導入を、一足飛びに進めようとするれば、地方自治体や学校における混乱や、教員あるいは保護者等の不安を招く結果となり、かえってデジタル教科書の導入が進まなくなることにもつながりかねない。
- 以上のことを踏まえれば、前述の(3)の形態による使用、さらには、各教育委員会等の判断によって、紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する選択制の仕組みについては、次期学習指導要領の実施状況や社会全体の情報化の流れとともに、学校の ICT 環境の整備状況、今後の技術革新等も勘案しつつ中長期的に検討していくことが適当である。
- 一方で、検討会議における議論、あるいは教育委員会や学校関係者等からの意見、パブリックコメントの結果においては、中長期的な視点に立った場合にも、やはり紙の教科書とデジタル教科書の共存を前提とした上で、両者を併用することで児童生徒の学びの充実を図ることが望ましいという意見や、反対に、中長期的には紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する選択制の仕組み、さらには、デジタル教科書を主たる教材として使用する仕組みを導入することも考えられるのではないかという意見があった。

- このため、当面は、前述の(2)の形態による使用を行うことを可能とする措置を講じた上で、デジタル教科書やその他の ICT 機器の普及状況や、その使用による教育上の効果や健康面への影響等に関する調査研究等の結果、各地域や学校における実践活動等を通じた成果・知見、課題の蓄積、教員や保護者・児童生徒等の関係者をはじめとした国民意識への定着度合いや理解の進展等、様々な状況を見極めながら、デジタル教科書の導入後、一定の期間を経た後に、デジタル教科書の扱いについて改めて検討を行うことが適当である。

4. 使用形態を踏まえたデジタル教科書の在り方について

(教科書検定制度との関係)

- デジタル教科書については、使用するためのビューアの機能として、例えば、文字色や背景の変更や、音声による文字部分の読み上げ機能のほか、任意の箇所拡大機能や、文字サイズを変更すると一行の文字数が自動的に変更されるリフロー機能等が実装されていることも考えられるが、その場合には、デジタル教科書を使用する児童生徒の操作により、レイアウトの一部の変更が可能となることとなる。
- この点、現行制度においては、教科書のレイアウトについても検定の対象とされており、児童生徒の学習上、不適切と判断されれば、検定意見の対象となることに鑑みると、拡大機能やリフロー機能によりレイアウトの変更が可能となっているのであれば、その点についても検定を経る必要があるとも考えられる。
- しかし、拡大機能やリフロー機能は、特定の場面における用途にとどまり、常時その状態で使用するものではなく、デジタル教科書についても、その使用に当たっては、紙の教科書のレイアウトに沿うことが基本となること、また、検定を経た紙の教科書を前提にデジタル教科書が制作されることに鑑みれば、紙の教科書とデジタル教科書について、学習内容としては同一であるとして、拡大教科書等が検定を経ないことと同様、デジタル教科書について改めて検定を経る必要はないとすることが適当である。
- また、紙の教科書との学習内容（コンテンツ）の同一性については、教科書発行者の責任において確保されるべきであり、その意味においても、当面は、デジタル教科書の制作者は、基本的には紙の教科書を制作する教科書発行者のみとすることが適当であり、その上で、教科書発行者の責任のもとで、関連する様々な分野の民間企業等と連携し、デジタル教科書の質の向上を図っていくことが望ましい。
- なお、仮に、将来的に、紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する選択制の仕組みの導入を検討する場合には、デジタル教科書の検定の在り方についても、教科用図書検定調査審議会等において専門的な検討が行われることが必要であるとともに、紙の教科書を制作せず、デジタル教科書のみを制作する教科書発行者の在り方についても検討することが必要である。
- 一方で、紙の教科書には含まれない動画や音声等については、外国語教育、とりわけ次期学習指導要領において教科化が検討されている小学校高学年における外国語教育について、主たる教材である教科書に音声を加える必要性が高いという意

見や、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」・「書くこと」の力を総合的に習得するため、教科書がその役割を適切に果たすことができるように、動画や音声等を含めたデジタル教科書を導入する意義が大きいという意見があった。また、その他の教科においても、動画や音声等の教材により一定のプラスの学習効果が期待される学習内容もあるという意見があった。

- 我が国の教科書制度において、検定により質が担保されていることは制度の根幹であり、検定を経ていない教材を教科書として位置付けることは適当ではない。一方で、動画や音声等については、部分的な修正が非常に困難であることや、可変性のある内容や膨大な情報量の動画・音声について、紙面と同様に、現行の検定により質を担保することは物理的に困難であるとともに、日進月歩での技術の進歩が見込まれていることに鑑みれば、検定を経ることが必ずしも適当ではないと考えられる。また、教科書の使用義務と検定との関係では、学習の際に、検定を経た動画や音声等を必ず使用しなければならないことも踏まえると、動画や音声等については、基本的には検定を経ることを要しない教科書以外の教材として位置付け、教育委員会や学校、教員等の裁量による教材選定の選択の幅を狭めることのないように考慮することも必要である。
- もっとも、動画や音声等の教材による学習効果が見込まれるのは、デジタル教科書に限った話ではなく、紙の教科書を使用する児童生徒についても同様であり、デジタル教科書の導入後であっても、紙の教科書のみを使用して学習を行う児童生徒もいることから、動画や音声等をはじめとして紙の教科書に含まれ得ないコンテンツの取扱いについては、紙の教科書を含めた教科書全体の問題として捉えることが適当である。
- 具体的には、現在、紙の教科書においても、動画や音声等を含めて教科書の内容と関連のある様々な教材にアクセスするためのURLやQRコード等が紙面に掲載されている例が見受けられるところであり、今後、同様の教科書が増えることも考えられることから、これらの検定上の取扱いについて、次期学習指導要領の実施に合わせた教科書の制作に間に合うよう、教科用図書検定調査審議会等において、専門的な見地から審議を行うことが必要である²⁶。

（学習内容の特性への配慮）

- デジタル教科書の導入によって、より効果的・効率的な授業運営が可能となることが期待されるが、それは、文字や文章の読み書きといった基礎的な学習や、実験・観察等の実際の体験を伴う学習、様々な試行錯誤を通じて自ら考える学習等を軽視するものではなく、むしろ、デジタル教科書の導入により効果的・効率的な授業運営を実現することで、これらの学習が確実に行われ、かつ、充実されることが期待されるものである。
- また、検討会議においては、デジタル教科書の導入又は使用に当たって、各教科

²⁶ 教科書検定の改善について(審議要請)(平成28年9月8日教科用図書検定調査審議会)

や単元等における学習内容の特性に配慮すべきといった意見があった。

現状においても、教科や単元等の学習内容によって、ICTの活用の程度や期待に差異があることも事実であり、例えば、文部科学省の委託により行われた全国の教育委員会に対するアンケート調査²⁷においては、小中学校では、社会科、算数科・数学科、理科等の教科においてICTを活用した教育を実践していると回答した教育委員会の割合が高い一方で、生活科、音楽科といった教科においてはその割合が相対的に低く、また、高等学校では、小中学校と比較すると全体的にICTを活用した教育を実践していると回答した教育委員会の割合が高く、なかでも、情報科、外国語科においてはその割合が特に高いという結果となっている。

- この点、学びのイノベーション事業においても、小学校の国語科、社会科、算数科、理科、外国語活動、中学校の国語科、社会科、数学科、理科、外国語科の各教科等について、いわゆるデジタル教科書・教材の研究開発が行われ、実証校における授業で活用されてきたが、実際の活用方法や内容・程度については、教科や単元等ごとに様々な特色が見られた。
- このため、デジタル教科書の導入を一部の教科に限定する、教科や単元等により使い方に差異を設けるといった取扱いも考えられるが、上述の調査結果においてICTを活用した教育が全く行われていない教科等はないこと、また、学びのイノベーション事業においても対象の全ての教科等について、いわゆるデジタル教科書・教材が活用されていること、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」においても、「各教科等における情報活用能力の育成」の改善・充実のイメージとして、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニングの視点）の実現に向けてICTを効果的に活用した学習が行われるようにすること等の提言がされていること、さらには、今後、教科書発行者の創意工夫により、デジタル教科書のコンテンツの充実や更なる技術進歩も踏まえた活用方法が生まれることも考えられることも踏まえると、デジタル教科書の導入を一部の教科に限定又は使い方に差異を設けるといったことを現時点において決定することは必ずしも適当ではない。
- なお、デジタル教科書が効果的に用いられるよう、国においては、デジタル教科書の導入前後における調査研究の結果等も踏まえ、教科・単元等の学習内容の特性に配慮しつつ、教科書発行者の創意工夫をいかし、教育委員会や学校における使用の参考となるようデジタル教科書の取扱指針（ガイドライン）の策定等に取り組むとともに、策定後においても、状況の変化に応じた見直しに取り組むことが必要である。

（教科書無償給与制度との関係）

- デジタル教科書の導入後においても、教科書無償給与制度により、全ての児童生徒に使用義務が課せられている紙の教科書が給与されるとともに、紙の教科書のみを使用する児童生徒もいる中で、それらの児童生徒との公平性の観点や、紙の教科

書を主たる教材として使用することを基本とする使用形態等から考えると、紙の教科書とデジタル教科書の双方を義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づく無償措置の対象とすることは、直ちには困難であると考えられる。

- 一方で、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の趣旨等を踏まえると、教科の一部（単元等）について、紙の教科書に代えて使用することにより教科書の使用義務を履行したこととする特別の教材として、デジタル教科書を位置付ける場合にも、義務教育段階において使用するデジタル教科書については、紙の教科書とともに無償で児童生徒に給与されることが望ましく、教育委員会や学校関係者等からの意見やパブリックコメントの結果においても同様の意見が多数あった。
- 現在、「デジタル教科書（教材）」については、地方自治体等が主体となって整備を進めており、デジタル教科書についても、基本的にはその判断によることとなり、その結果、教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられることから、その価格を可能な限り低廉に抑えるよう教科書発行者をはじめとする関係者において検討を行うことが必要である。

また、国においても、情報端末やネットワーク環境等の周辺環境の整備の状況も踏まえながら、効果・影響の実証段階やその成果を踏まえた普及段階等、導入の各段階に応じて、使用を希望する地方自治体等において、全ての児童生徒が、その家計の状況に関わらず、支障なくデジタル教科書を使用することができるようにするため、必要な経済的支援を含めて積極的な取組が必要である。
- さらに、障害のある児童生徒について、前述のように、デジタル教科書の一層積極的な使用を認める場合には、当該児童生徒は紙の教科書を使用しないこととなることから、他の児童生徒との不公平感が生じないよう法令上の措置も含めて検討することが必要である。
- なお、中長期的には、デジタル教科書の導入後の普及・定着の状況も見据えながら、紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する選択制の導入も含めた制度面の検討と併せて、紙の教科書とデジタル教科書のいずれか一方又はその双方を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づく無償措置の対象とすることを検討することが望ましい。

（導入時期）

- 現行の教科書制度は、おおむね四年間を一つのサイクルとして運用されており、教科書が実際に学校現場で使用される年度の前々年度に検定が行われ、教科書発行者による著作・編集は更にその前年度までに行われることとなる。

このように、紙の教科書については、児童生徒に給与されるまでに三年以上の期間が必要となるが、デジタル教科書についても、個別に検定は経ないものの、その制作に係る準備期間を考慮すると、デジタル教科書の導入の方針が決定されてから、実際に使用に至るまでには一定の期間が必要となる。

²⁷ 教育の情報化に関する取組・意向等の実態調査(確定値)((株)富士通総研)

- 現在、中央教育審議会において、次期学習指導要領²⁸に向けて、小学校高学年における外国語教育の教科化が検討されているが、検討会議においては、外国語教育について、デジタル教科書及びそれと一体的に使用する動画や音声等のデジタル教材の使用による効果が特に見込まれるという意見が多く出されたところである。
- さらに、次期学習指導要領に向けた検討の中では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が重視され、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにするために、児童生徒が「どのように学ぶか」という観点からの学びの質の充実が求められており、デジタル教科書にはそうした学びの質の充実にも資することが期待される。
- これらを踏まえると、デジタル教科書については、可能な限り、次期学習指導要領の実施に合わせて導入し、使用することができるようにすることが望ましい。このため、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入することができるよう、文部科学省、教科書発行者をはじめとした関係者において、そのために必要な制度改正や関連する準備作業を着実に進めていくことが必要である。
- また、我が国における教科書は全ての国民にとって身近な存在として定着している一方で、デジタル教科書の利用が、単にインターネットやゲームの利用等と同一視され、児童生徒に悪影響を与えてしまいかねない存在として誤った理解もされがちであるといった意見もあった。このため、デジタル教科書の導入に向けた準備作業に当たっては、文部科学省、教科書発行者をはじめとした関係者が緊密に連携する必要があることはもとより、教育委員会や教員等の学校関係者、保護者・児童生徒、さらには、関連する民間企業や教職課程を有する大学等に対しても、できるだけ早期に、デジタル教科書の導入に向けた考え方や具体的な活用方法等について情報提供や普及・啓発を行うなど、デジタル教科書に対する理解を促進し、円滑にデジタル教科書を導入できるようにするための取組が必要である。

Ⅲ. デジタル教科書の導入に伴う関係制度の方向性

デジタル教科書の導入と、教科書検定制度及び教科書無償給与制度との関係についてはこれまで述べたとおりであるが、その他の関連する制度との関係については、現時点においては、おおむね以下の方向性とするのが適当である。

(教科書採択、教材選定)

<デジタル教科書の選定>

- 現行制度においては、検定を経た教科書は教科等ごとに複数種類存在する²⁹ため、

²⁸ 「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」においては、「新しい学習指導要領等は、過去のスケジュールを踏まえて実施されれば、例えば小学校では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年から、その10年後の2030年頃までの間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる」とされている。

²⁹ 例えば、平成28年度において使用されている生活科の小学校用教科書は、異なる教科書発行者から計8種類の教科書が発行されるなど、小学校用教科書は11種目において計48種類の教科書が、中学校用教科

関係法令に基づいて、教育委員会等³⁰が翌年度に使用する教科書を決定（採択）することとされているが、デジタル教科書を、その使用により教科書の使用義務を一部履行したこととする特別の教材として位置付ける以上は、デジタル教科書を使用するか否かは、個々の学校ではなく、教科書採択の権限を有する教育委員会等において決定されるべきである。

ただし、公立学校について、教育委員会が所管する全ての学校においてデジタル教科書を使用するか否かを一律に決定することまでは求めず、教育委員会の判断により、その所管する学校のうち、特定の学校や学科、あるいは特定の教科等においてのみデジタル教科書を使用することも可能とすることが適当である。

- また、デジタル教科書の使用の有無については、教育委員会等において決定されるべきであるものの、デジタル教科書を実際にどの程度、どの範囲で使用するかについては、教育課程の編成・実施と深く関わるものであることから、公立学校においては、教育委員会の管理のもと、各学校の状況や意向を十分踏まえた活用の仕方が考えられるが、文部科学省においても、その参考となるよう各地域の先進事例の成果・知見やデジタル教科書に関する調査研究の結果等も踏まえて、一定の考え方を示すことが望ましい。
- 加えて、紙の教科書とデジタル教科書を併用する場合、例えば、紙の教科書とデジタル教科書で異なる教科書発行者が制作したものを選択することを可能とすることも考えられるが、教科書採択の権限を教育委員会等有していること、教科の一部（単元等）について紙の教科書に代えて使用することで、教科書の使用義務の一部履行を認める特別の教材としてのデジタル教科書の位置付け等に鑑みれば、紙の教科書とデジタル教科書は同一の教科書発行者が制作したものとすることが適当である。
- 一方で、現在、採択した教科書とは異なる教科書発行者が制作した教科書を補助教材として使用する教育委員会や学校があるが、これと同様に、採択した紙の教科書とは異なる教科書発行者が制作したデジタル教科書を補助教材として使用することも考えられる。その際には、各学校等において、児童生徒の学習効果を高めることができるよう、デジタル教科書の活用方法について十分工夫するとともに、児童生徒の学習上の負担にも留意することが必要である。
- なお、教科書の採択は、義務教育段階においては、原則として、実際に使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない³¹ことを踏まえると、デジタル教科書の内容を採択の観点に加えるためには、教科書の見本ができあがる4月までにその内容が明らかになっていることが必要となる。一方で、一般的には、その

書は15種目において計66種類の教科書が発行されている。

³⁰ 教科書の採択を行う権限は、公立学校の場合は当該学校を所管する教育委員会、国私立学校の場合は当該学校の長が有している。

³¹ なお、高等学校段階においては、採択の期限が法令において明示的に規定されていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に対して、9月16日までに翌年度の教科書需要数を報告しなければならないこととされており、實際上、8月下旬までに採択が行われることが多い。

直前の3月まで検定が行われていることから、検定を経た後にデジタル教科書の制作を行うとなると、教科書発行者によっては時間的な余裕がないことが想定される。このため、教科書発行者間の公平性を確保する観点、さらには、デジタル教科書の質を確保する観点からも、デジタル教科書に関する宣伝活動を含めて、教科書採択におけるデジタル教科書の取扱いについては、教科書発行者の意見も踏まえて、文部科学省において一定のルールを設けることが必要である。

- その際、デジタル教科書を制作しない教科書発行者も考えられること、また、紙の教科書とデジタル教科書を併用するという考え方を踏まえると、教育委員会や学校が、当該教科書の採択後にデジタル教科書の制作方針を初めて知るよりも、採択の段階でデジタル教科書の制作の有無等が明らかになっていることが望ましいとも考えられることから、現行制度上、採択対象の教科書を一覧化した教科書目録において、教科書ごとに拡大教科書の発行予定の有無を示していることも参考にして検討を行うことが必要である。

＜デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の質の確保＞

- デジタル教科書を使用する利点の一つとして、教科書の内容と関連するデジタル教材を一体的に使用することができるということがあり、検討会議においても、次期学習指導要領に向けて、小学校高学年における教科化や中学校・高等学校における指導の改善・充実等が議論されている外国語教育については、デジタル教科書と一体的に使用する動画や音声等のデジタル教材の使用による効果が特に見込まれるという意見が多く出されたところである。また、その他の教科も含めて、例えば、従来のように教科書の内容全てに準拠した教材だけではなく、個別の学習内容に対応したデジタル教材を使用することができるようになることも考えられる。

一方で、児童生徒が実際に使用する際には、デジタル教科書とデジタル教材を同一の画面上で閲覧することとなることから、児童生徒にとっては、教科書とそれ以外の教材の境界を判別することが困難となることが考えられる。このため、教科書発行者に対してそれぞれの区分が分かりやすくなるよう制作上の工夫を求めることも考えられるが、いずれにせよ、教員が学校の授業等における実際の指導において、デジタル教材について、その取扱いに十分留意する必要があるとともに、検定を経ないものではあるものの一定の質の確保が必要不可欠となる。

- このため、デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の内容については、現在の補助教材の取扱い³²と同様、基本的には、教育委員会等が、各々の条例・規則等に基づいて、児童生徒の発達段階や各教科等の学習内容に応じて、責任をもって調査、検討した上で使用を決定すべきである。その際、特にデジタル教科書の導

³² 「学校における補助教材の適切な取扱いについて(平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知)」においては、補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項として、「教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項)、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと」としている。

入の初期段階においては、それまでの調査研究の成果や、現行制度における補助教材の取扱い等も踏まえた上で、デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の選定の観点や方法等について、国においても、一定の取扱指針（ガイドライン）を策定すること等を通じて、質が確保されていないデジタル教材が児童生徒に渡ることのないよう十分に留意するとともに、教育委員会等においてその活用に不安が生じないように配慮することが必要である。

- また、デジタル教材を選定する教育委員会等にとっては、質が確保されたデジタル教材が選択肢として豊富に用意されていることが望ましいことから、民間主体が一定の要件を満たすデジタル教材について認定等を行う仕組みも考えられるが、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行う責任は教育委員会等が負うものであることに鑑みれば、いずれにしても、教育委員会等が最終的な権限と責任を有する仕組みとすることが必要である。
- その上で、例えば、情報セキュリティの確保等の問題を解決した上で、地方自治体や学校のサーバ又はクラウド上に質が担保された良質なデジタル教材を保存し、ネットワークを通じて、域内や学校内で共有することで、これらのデジタル教材をデジタル教科書と一体的に活用する仕組みを積極的に導入することも有効である。

<デジタル教材の制作主体>

- 「デジタル教科書（教材）」においては、基本的には教科書の内容に相当する部分とそれ以外の教材部分の双方が教科書発行者により制作されており、デジタル教科書の導入後においても、教科書発行者が、デジタル教材の制作にも大きな役割を果たすことになると考えられるが、一方で、教科書発行者以外の幅広い主体が、デジタル教材の制作に参入しないしは関わることにより、より豊富で質の高い教材の開発・普及が進むことも期待される。

このため、情報端末、ビューアの種類によらず、デジタル教科書と様々な主体が制作したデジタル教材との一体的な使用が可能となるよう、ビューアやコンテンツについて、国と教科書発行者、関連の民間企業等が連携して、規格や機能の標準化を図ることが望ましい。その際には、情報端末をはじめとする ICT 環境の整備の考え方にも留意するとともに、児童生徒の使いやすさの観点のほか、上述のデジタル教科書とデジタル教材の区分を分かりやすくし、使用義務が課せられている範囲を明確にする観点から、デジタル教材へのアクセス又はデジタル教材の表示方法等についても、併せて検討が必要である。

（供給方法）

- 現在、紙の教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法に基づいて、教科書発行者の責任により、各学校まで配送される形で供給されているが、デジタル教科書の供給については、大別して、(1)利用者一人一人に対して DVD やメモリーカード等の記録媒体に記録されたデジタル教科書を供給、(2)制作者から地方自治体又は学校のサーバに配信（又は記録媒体による供給）し、そのサーバから各情報端末にデジタル教科書

をダウンロード、(3)制作者から各情報端末に直接デジタル教科書を配信等の方法が考えられる³³。

- これらの方法については、実際の運用に当たり、更なる技術の進歩や進展が必要である場合も考えられるが、それぞれに一長一短があり、どの方法が最も望ましいというものではないことから、個人情報等の取扱いに留意することを前提として、現行制度と同様、教科書発行者に対して確実な供給を担保させた上で、いずれの方法によることも可能とすることが適当である。特に、教科書の内容については、年度途中あるいは年度ごとに内容の更新が行われるが、紙媒体と異なり、更新が比較的容易であることもデジタル媒体の利点の一つであることから、各学校のネットワーク環境の整備状況に留意は必要であるが、(1)の方法よりも(2)又は(3)の方法による供給（更新）の方が簡便かつ現実的であることも考えられる。
- また、デジタル教材と一体的に使用できることがデジタル教科書の利点の一つであることも踏まえ、デジタル教科書と同様、デジタル教材についても、児童生徒に対して確実に供給されることが必要である。
- その際、現在の教科書供給の仕組みは全ての児童生徒への完全供給を確実に担保する優れたものでありつつも、(2)又は(3)の方法による供給には必ずしも対応できていないという指摘もあることから、デジタル教科書の導入に際しては、配信形式による供給への対応も含めて、改めて教科書供給の仕組みを検討することが必要である。

(定価・価格)

- 紙の教科書の定価は、文部科学大臣が認可することとされており、これにより、教科書は、いわば公定価格として、市販の教材等と比較して低廉な価格で購入することが可能となっている。
- 一方で、現在、「デジタル教科書（教材）」については、各教科書発行者の裁量により価格が設定されているが、これは、市販の電子書籍と同様、定価が設定できないことを理由とするものであり、デジタル教科書の導入後においてもこの点は変わるものではないことから、基本的には教科書発行者がデジタル教科書の価格を設定することとなる。
- このため、仮にデジタル教科書の価格が高く設定された場合、本来、デジタル教科書をはじめ教育の情報化が、児童生徒の学びの充実や教育格差の解消のために推進されてきたにもかかわらず、かえって経済的な格差が教育格差につながることも懸念される。
- デジタル教科書は、その使用により教科書の使用義務の一部履行が認められるものの、使用の可否が教育委員会等の判断に委ねられているという意味においては、現在の補助教材と類似の位置付けも併せ有することとなることから、価格についても、そ

³³ このほか、制作者等のサーバ又はクラウド上にデジタル教科書を保存し、児童生徒がその都度ネットワーク環境を利用して、デジタル教科書を使用する形態も考えられるが、現在、各学校に整備されているネットワーク環境の現状に鑑みれば、少なくともデジタル教科書を次期学習指導要領の実施と合わせて導入する場合には、この形態による使用には課題が多い(IV. <ネットワーク環境>参照)。

れと同様に、地方自治体や保護者等に過度な負担を課すことのないよう、規格や機能の標準化等を通じて、可能な限り低廉に抑える工夫が必要である。

(障害のある児童生徒に対する配慮)

- 現在、障害のある児童生徒に対して、実際に学校の授業等において使用する教科書等が無償で給与するために、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が定められており、同法に基づいて、小中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒³⁴に対しても、拡大教科書や点字教科書等の教科用特定図書等が無償で給与されている。
- また、同法に基づいて、紙の教科書を音声で読み上げる機能を有したいわゆる音声教材等の調査研究が進められており、この調査研究の成果により得られた音声教材等についても、教科用特定図書等として、学習障害やその他の発達障害等により、教科書に一般的に用いられている文字や図形等を認識することが困難であるため音声教材等を必要とする児童生徒に対して無償で提供され、年々その使用が拡大している。
- このような音声教材等は、紙の教科書の使用により学習することが困難又は支障がある児童生徒に対して効果的であるとの評価が定着しつつあり、そのような児童生徒に対しては紙の教科書を補完する役割を担っている。
- デジタル教科書が導入された場合、デジタル教科書においても文字や図表等の拡大や音声による読み上げが可能となることが考えられ、その場合には、教科用特定図書等の一部の機能を包含することとなることから、現在、教科用特定図書等を使用している児童生徒がデジタル教科書を使用することも考えられ、その場合には、前述のように、デジタル教科書をより積極的に、また、円滑に使用することができるよう必要な措置を講ずることが必要であると考えられる。
- このため、デジタル教科書の規格や機能を検討するに当たっては、使用するための情報端末やビューア等を含めて、障害のある児童生徒が支障なく使用することができるよう、アクセシビリティを最大限確保するためのガイドラインの策定や、それに基づいた標準化が行われることが望ましい。ただし、紙の教科書により基礎的・基本的な教育内容の履修が保障される児童生徒、教科用特定図書等の使用が必要不可欠な児童生徒など、一人一人の障害の状態や学習ニーズによって、拡大や音声による読み上げの機能等の必要性に違いがあることから、標準化された規格や機能によっては、個々の障害の状態や学習ニーズに必ずしも対応できないことも想定されることに留意する必要がある。
- 平成 28 年 4 月に全面施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

³⁴ 特別支援学校又は特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒に対しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて無償給与されている。

そのほか、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律においては、教科書発行者に対する教科書のデジタルデータの提供義務、国による教科用特定図書等の標準規格の策定及び同標準規格に適合する教科用特定図書等の製作の努力義務等が規定されている。

³⁵の趣旨や、上述のように個々の障害の状態や学習ニーズに応じて、教科用特定図書等に対しても多様なニーズが見込まれること等を踏まえると、教科用特定図書等の製作については、今後、民間企業である教科書発行者の積極的な取組が必要である一方、教科書発行者以外の者が製作するものについても、引き続き一定のニーズがあるものと考えられる。

- このため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律に基づいて、国が一定程度関与しつつ、教科用特定図書等の製作・普及を行う現行の仕組みについては、デジタル教科書の導入後においても維持されることが必要であり、個々の児童生徒に対してよりきめ細やかな対応を行うことができるよう、教科用特定図書等による指導方法の開発等を含めて、より一層の充実を図っていくことが適当である。

(著作・編集等に係る著作権の権利制限の在り方)

- 教科書については、学校教育の目的・性格上最も適切な著作物を利用することができるようにする必要のあることから、著作権法においては、一定の要件のもと、個々の権利者に許諾を得ることなく教科書に著作物を掲載することを可能とする権利制限規定が設けられているところである³⁶。これは、学校教育法上、教科書に使用義務が課されていることを踏まえたものと考えられる。
- 一方で、デジタル教科書については、上記に該当しないため、著作権法において権利制限の対象とはならず、現在、実際に「デジタル教科書（教材）」の制作等に当たっては、紙の教科書とは別に、教科書発行者と個々の権利者等との間で契約を締結し、著作物を利用しているのが実情であり、権利者等の承諾が得られず、紙の教科書に含まれているコンテンツを使用できていない「デジタル教科書（教材）」も存在する。
- この点、デジタル教科書を、その使用により、学校教育法に規定する教科書の使用義務の一部の履行を認める特別の教材として位置付けることを踏まえると、その公共性については、紙の教科書と何ら変わるものではない。また、デジタル教科書の供給方法としては、記録媒体による供給に加えて、インターネット等を活用した配信形式による供給も想定されるとともに、技術の進歩やデジタル教科書の普及・整備状況によっては、教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を使用する形態により児童生徒が学習を行うことも考えられる。
- これらのことを含め、学校教育法におけるデジタル教科書の位置付けや運用の在り方を踏まえ、デジタル教科書の導入に伴う著作権の権利制限の在り方について、今後、速やかに文化審議会等において専門的な観点からの審議がなされることが必要である。

³⁵ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)

³⁶ 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 33 条第 1 項においては、「教科用図書(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。(略))」に公表された著作物を掲載することができると規定されている。

IV. デジタル教科書を取り巻く環境の整備

- 実際に学校においてデジタル教科書を円滑に使用できるようにするためには、様々な環境面の整備が必要となる。この点、将来的には、一定以上の機能を有した教育用コンピュータ等の情報端末が児童生徒一人一人に一台ずつ用意され、また、学校・家庭を問わず、学校や保護者等による適切な管理のもと、ネットワーク環境が整備されている環境であることが理想的であるが、いまだ多くの地方自治体においては、デジタル教科書がその機能を十分に発揮するために必要となる環境の整備が整っていない状況にある。
- このような状況について、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」においては、「現在では、社会生活の中で ICT を日常的に活用することが当たり前の世の中となっており、子供たちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが不可欠である」とされるなど、ICT 環境など教育インフラの充実が強く求められているところである。更に、教育の情報化加速化プランにおいても、授業内容や児童生徒の姿に応じて自在に ICT を活用しながら授業設計を行えるよう、段階的な整備を行うこととされており、これらに鑑みれば、急速に情報化が進む現在社会においては、国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組むことが不可欠であるとの認識のもと、第3期教育振興基本計画も見据えつつ、各主体が具体的な目標を持って計画的に取組を進めることが必要である。
- また、同プランにおいては、そのための方策として、以下の6つの項目ごとに具体的な取組方策を示しており³⁷、その内容は、デジタル教科書の導入に当たって求められる環境の整備とおおむね軌を一にするものである。
 - 1 2020年代の「次世代の学校・地域」における ICT 活用のビジョン等の提示
 - 2 授業・学習面での ICT の活用
 - 3 校務面での ICT の活用
 - 4 授業・学習面と校務面の両面での ICT 活用
 - 5 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制
 - 6 ICT による学校・地域連携
- このため、デジタル教科書の円滑な導入の観点からも、教育委員会を含む各地方自治体や学校においては、同プランに示されている国の取組も踏まえた上で、教育の情報化を進めていくことが望まれるが、一方で、学校現場の実態等に鑑みれば、そのような環境が完全に整わなければ、デジタル教科書を一切使用できないこととするのではなく、ICT 環境の整備の進展とともに、デジタル教科書を段階的に導入していくことが適当である。その場合に、デジタル教科書の使用に当たっては、その導入時点で想定される ICT 環境の整備状況を踏まえると、おおむね以下のようなことに留意が必要である。

(デジタル教科書の使用に当たって求められる ICT 環境の整備)

<情報端末>

- 地方交付税措置等の活用により、徐々にではあるが、教育用コンピュータの整備が進みつつある状況³⁸にあるが、その進展の状況は地方自治体や学校によって様々であり、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入する場合、その時点においては、必ずしも全ての児童生徒に対して一人一台の教育用コンピュータ等の情報端末が整備されている状況にはなっていないことも考えられる。
- また、児童生徒に対して一人一台の情報端末が整備されている地方自治体や学校においても、その使用環境については、例えば以下のように、教育方針やデジタル教科書の使用の在り方によって、様々な形態を採ることが想定される。

- ◇ 学校の備品として整備されている場合
 - ・ 学校における使用に限定されている場合
 - － 個人専用とされている場合
 - － 特定の教科等において共有使用されている場合
 - ・ 家庭への持ち帰りを認めている場合
- ◇ 個々の児童生徒の所有物とされている場合

- このほか、複数人の児童生徒が一台の情報端末を共有して学習を行う形態であっても、グループ学習や調べ学習等をはじめとして、各地域や学校の創意工夫により効果的な活用が可能であるが、法令により使用義務が課せられ、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障している紙の教科書に代えて使用するというデジタル教科書の使用形態に鑑みれば、学校における授業や家庭における学習活動においては、児童生徒一人一人に対してデジタル教科書が用意されていることが必要であり、紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する場合に、複数人の児童生徒が一台の情報端末を使用する形態は適当ではない。
- 一方で、個々の使用の場面において、児童生徒が一人一台の情報端末を使用できる環境にあるのであれば、例えば、一クラスの児童生徒分の情報端末を整備した上で、特定の教科・科目ないしは特定の授業において使用する形態であっても、紙の教科書により、家庭における学習活動の機会が確保されているのであれば、学習上の支障は生じないと考えられることから、地方自治体や学校の実状に応じて、いずれの形態による情報端末の使用環境も許容されるべきものと考えられる。また、授

³⁷ 附属資料 p11 参照。

³⁸ 「平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によれば、平成28年3月1日現在、公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)における教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は6.2人。

平成25年6月に閣議決定された教育振興基本計画(第2期)においては、平成29年度までに教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数を3.6人とすることとしている。

業以外の場面においても、デジタル教科書の使用による学習活動の機会を十分に確保する観点から、放課後等において児童生徒がデジタル教科書を使用して学習することができる環境を学校内に整備することも考えられる。

- なお、仮に、将来的に紙の教科書とデジタル教科書のいずれかを選択して使用する選択制の仕組みの導入を検討することとなる場合には、学校、家庭を通じて児童生徒が一人一台使用できるような情報端末の整備が必要である。
- また、情報端末についても、規格や機能の標準化等が望まれるところであるが、その検討に当たっては、児童生徒の使いやすさの観点やアクセシビリティの確保の観点、さらには、いずれのデジタル教科書も使用できる相互互換性の観点や価格を低廉に抑える観点のほか、児童生徒の健康面への影響の観点、具体的には情報端末の連続した使用時間を管理する機能の付加といった様々な観点を含めて検討を行うことが必要である。

＜ネットワーク環境＞

- 情報端末と同様、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を導入する場合、必ずしも全ての学校において、デジタル教科書を支障なく使用できるネットワーク環境が整備されているとは限らず、また、家庭においても、その環境は様々であると考えられる。
- 紙の教科書と併用して、デジタル教科書を使用する場合には、導入形態に応じたネットワーク環境の整備を前提とすべきであるが、一方で、紙の教科書に代えて使用することにより教科書の使用義務を一部履行したこととする特別の教材として位置付けるデジタル教科書については、少なくとも導入段階においては、ネットワーク環境を利用しなくても使用できる形態とする等により、一斉授業の場合にも児童生徒が確実にそれを用いて学習することができるようにすることが適当である。その上で、ネットワーク環境の技術的な進歩や各学校における整備・普及状況等を勘案しつつ、調査研究等を通じて、教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を使用して児童生徒が学習を行う形態が可能か否かについて検討を進めることが必要である。
- なお、デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の使用に当たって、ネットワーク環境を活用することも考えられるが、その場合、学校や家庭におけるネットワーク環境の整備状況に十分留意するとともに、とりわけ宿題や予習・復習等の家庭学習など、家庭における使用に当たっては、家庭におけるネットワーク環境が整備されていない児童生徒に対する配慮が必要である。
- さらに、その際に、インターネット環境に接続することを可能とする場合には、使用に当たって保護者等の不安が生じないよう、児童生徒の発達段階を踏まえた有害情報等への対策を徹底することが必要である。特に、各教育委員会や学校において、インターネットへの接続管理やフィルタリング等の対策を講じるとともに、児童生徒に対する十分な指導を行うことはもとより、情報端末の家庭における使用も可能とする場合には、各家庭と連携した対応が必要である。

(デジタル教科書の効果的な使用のための条件整備)

<各学校におけるデジタル教科書の活用方針の明確化>

- 指導者用の「デジタル教科書(教材)」を含めて、デジタル教科書のコンテンツや機能の有用性を十分に発揮するためには、各学校がそのカリキュラム・マネジメントに基づいて、紙の教科書と併用したデジタル教科書の使い方やデジタル教材を使用するための方針を明確にして、教員全体がこれらの教材の活用に積極的に取り組み、実践を通じた知見や課題を学校全体として共有することが重要である。

<教員の指導力の向上等>

- デジタル教科書の普及、使用により、教員の指導力の重要性が軽視されたり、教員の教育活動が制約されたりするのではないかといった懸念の声が一部にあるが、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日中央教育審議会答申)において、ICTを用いた指導法については、教員が授業のどの場面でどのような教材を提供すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり、理解を促したりしやすいかという観点や、児童生徒が学習の道具や環境として適切にICTを用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて、授業力の育成を図る必要があるとされているように、むしろ、学習内容に応じて紙の教科書とデジタル教科書をどのように使い分けるか、さらには、デジタル教科書をどのように使用するかという観点から、授業の質は、ICT活用指導力等の教員の指導力によって大きく左右される可能性がある。デジタル教科書の導入によって、個々の教員の指導力に大きな差が生じることのないよう、大学の教員養成課程や、独立行政法人教員研修センター、各教育委員会等における研修等を通じて、ICT活用指導力を含めた教員の指導力向上のための取組の充実が必要である。

<指導者用「デジタル教科書」の普及>

- 検討会議においては、児童生徒が使用する「デジタル教科書」の位置付けについて検討を行ったところであるが、「デジタル教科書(教材)」には、指導者用と学習者用があり、現状では、電子黒板等と合わせて、指導者用が先行して普及しつつある状況にある。
- 指導者用の「デジタル教科書(教材)」の使用については、実際に授業等において操作を行う教員のICT活用指導力、さらには各学校における電子黒板等の周辺環境の整備状況によるところはあるものの、その有用性が実証されてきており、デジタル教科書の使用と併せて、指導者用の「デジタル教科書(教材)」を活用することにより、相乗的な教育効果も期待されることから、指導者用の「デジタル教科書(教材)」については、デジタル教科書の導入後においても、デジタル教科書と併せて、改善・充実に重ねて各学校への普及が進んでいくことが望ましい。

<学校におけるICT活用の支援体制の構築>

- デジタル教科書の導入に伴い、情報端末等のICT機器等のトラブルにより学校の授業等に支障が生じることは避けなければならないが、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、デジタル教科書の導入に当たっては、とりわけ、初年度におけるイ

インストール作業や初期設定作業、また、毎年度のコンテンツの更新作業、メンテナンス作業、あるいは情報端末やネットワーク等の不具合への対応など、デジタル教科書を円滑に使用することができるよう、トラブルに速やかに対応できるサポート体制等の環境整備が重要である。

V. おわりに

本報告書は、本検討会議におけるこれまでの議論を整理し、「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方、さらには、それらを踏まえたデジタル教科書の望ましい導入の在り方について、現時点において最も適切と考えられる考え方を示すものである。我が国の教科書制度は、数多くの法令により成り立っていることもあり、今後、関係の審議会等における専門的見地からの審議や、それも踏まえた具体の措置に向けて関係者における詳細な検討等が必要となるが、それらに当たって、常に忘れてはならないのは、デジタル教科書の導入の目的は、児童生徒の学びを充実させることであり、現在の紙の教科書に代えて、デジタル教科書の導入を闇雲に進めることが目的化してはならないということである。

デジタル教科書の導入は、教科書が新たな学びや学習ニーズに対応していくために重要な意味を持つものである一方で、我が国の教育水準の維持・向上に重要な役割を果たしてきた教科書制度に大きな一石を投じるものでもある。このため、デジタル教科書が、児童生徒の学びの充実に資するものとして、我が国の教育現場に円滑に根付いていくためには、関係者間で密接な連携を図ることはもとより、様々な機会を通じて国民への理解促進を図ることが必要であり、本報告書がその一助となることを期待したい。

附属資料

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議の開催について

平成27年4月20日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の主体的な学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行うことを目的として、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 教科書の意義、形態など、教科書の基本的な在り方に関すること
- (2) いわゆる「デジタル教科書」の教育効果及びそれを踏まえた制度的な位置付けや費用負担の在り方等に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て検討を行う。
- (2) 検討会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 開催期間

平成27年5月12日 ～ 平成28年12月31日

5. 庶務

検討会議に関する庶務は、関係局課の協力を得て、初等中等教育局教科書課において処理する。

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 委員名簿

天笠 茂	千葉大学特任教授
新井 健一	株式会社ベネッセホールディングス ベネッセ教育総合研究所理事長
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会前理事
尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事
金子 暁	広尾学園中学校高等学校教務開発統括部長
黒川 弘一	光村図書出版株式会社専務取締役 ICT事業本部長
神山 忠	岐阜市立岐阜特別支援学校教諭
近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター准教授
高梨 博和	荒川区教育委員会教育長
中川 哲	日本マイクロソフト株式会社業務執行役員シニアディレクター エンタープライズ事業改革担当兼文教戦略担当
東原 義訓	信州大学学術研究院教育学系教授 教育学部附属次世代型学び研究開発センター副センター長
福田 孝義	武雄市 ICT教育監
福田 純子	練馬区立光が丘春の風小学校校長
※ 堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
毛利 靖	つくば市教育局総合教育研究所所長
山内 豊	東京国際大学商学部教授
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

50音順 敬称略 ※印は座長
役職は平成28年4月現在

<これまでの審議経過>

- 第1回 平成27年5月12日
 ・教科書制度の概要について
 ・「デジタル教科書」に関する課題について
- 第2回 平成27年6月30日
 ・「学びのイノベーション事業」実証研究報告
 ・ヒアリング（一般社団法人教科書協会）
- 第3回 平成27年7月21日
 ・関係団体からのヒアリング
 { デジタル教科書教材協議会（DiTT）
 一般社団法人全国教科書供給協会
 CoNETS
 全日本印刷工業組合連合会
- 第4回 平成27年9月15日
 ・関係団体からのヒアリング
 { 理数系学会教育問題連絡会
 日本小児連絡協議会
- 学校視察 平成27年9月30日
 荒川区立尾久八幡中学校
- 第5回 平成27年11月11日
 ・ヒアリング
 { 教科用図書検定調査審議会委員 鈴木 佑司氏
 東京書籍株式会社 ICT 事業本部第一営業部長 川瀬 徹氏
- 第6回 平成27年12月16日
 ・ヒアリング（国立情報学研究所教授 新井紀子氏）
- 第7回 平成28年4月22日
 ・中間まとめに向けた論点の整理
- 第8回 平成28年6月2日
 ・中間まとめ案の審議
- 第9回 平成28年10月21日
 ・最終まとめに向けた検討
 { 中間まとめに対する意見聴取の結果
 中間まとめに関する意見募集（パブリックコメント）の結果
- 第10回 平成28年11月30日
 ・最終まとめ案の審議

関係法律における教科書の位置付けについて

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ （略）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

② （略）

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）

（趣旨）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。

3 （略）

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（教科用図書の給与）

第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 （略）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2・3 （略）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（発行者の指定）

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 （略）

○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）

第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第十条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 （略）

第十一条 教科書の定価は、文部科学大臣の認可を経なければならない。

○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）

（定義）

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2～4 （略）

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 （略）

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実に図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 （略）

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

（教科用特定図書等の給与）

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 （略）

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～五 （略）

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七～十九 （略）

デジタル教科書・教材に関する各種計画等における主な記述

「日本再興戦略」改訂 2015（抄）（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

第二 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準の I T 社会の実現（3）新たに講ずべき具体的施策

iv) I T 利活用の更なる促進 ⑪教科書のデジタル化

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る。

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（抄） （平成 27 年 5 月 14 日教育再生実行会議第七次提言）

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新

（2）I C T 活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成

子供が主体的に自らの疑問について深く調べたり、子供同士で議論や発表をしたりすることなど、自立した学び手として子供たちを育てるための教育活動を展開する上で、I C T は、学習の手段及び学習環境として一層重要な要素になります。同時にそれは、一人一人の学習進度に応じた学びの充実やコミュニケーション能力の育成にもつながります。また、今後、どのような仕事や活動をするとしても不可欠な情報活用能力を高める教育の充実が必要です。

- 国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。

世界最先端 I T 国家創造宣言（抄）（平成 28 年 5 月 20 日全部改訂）

II - 2. 【重点項目 2】安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

II - 2 - （2）データ流通の円滑化と利活用の促進

[主な取組内容]

（人材育成）

- ・ 我が国が第 4 次産業革命を勝ち抜くために、初等中等教育において様々な課題解決に必要な論理的思考力や創造性、情報活用能力などの汎用的な力を育成しつつ、高等教育から研究者レベルにおいて、特に喫緊の課題である IoT、ビッグデータ、AI、セキュリティ及びその基盤となるデータサイエンティスト等の人材育成・確保に資する施策を「第 4 次産業革命に向けた人材育成総合イニシアチブ」として、包括的に実施。その際、プログラミング教育を推進するため、府省庁と産業界との連携、学習指導要領の改訂、IT インフラ環境の整備に取り組む。また、デジタル教科書・教材の導入に向けた検討を踏まえ、制度面・環境面を含めて必要な取組を推進

教育の情報化加速化プラン～ICT を活用した「次世代の学校・地域」の創生～ (要約)

具体的な取組施策

1. 2020 年代の「次世代の学校・地域」における ICT 活用のビジョン等の提示

教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在に ICT を活用しながら授業設計を行えるよう、児童生徒一人一台の教育用コンピュータ環境の実現を目指し、段階的な整備を行う。

①ICT環境整備の目標の考え方

- 「教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在に ICT を活用しながら授業設計を行えるようにする」観点から、次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における議論や学校現場の現状等も踏まえながら、第3期教育振興基本計画に向けた具体的な ICT 環境整備目標について、検討する。【速やかに検討体制を整備し平成28年度内を目途に検討・結論】
- 大型提示装置について、普通教室への常設化に向けた取組を加速化する。その際、電子黒板に加え、テレビやプロジェクタについても大型提示装置として積極的に活用することを含め、第2期教育振興基本計画における ICT 環境整備目標の考え方を再度整理する。

【平成29年度以降の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」に反映】

②情報端末の保護者負担や個人用情報端末の学校での利用

- 高等学校について、地方公共団体等における取組事例や海外の先進的取組事例等を参考に、教育用コンピュータの購入費用を各家庭において負担する際の課題等について整理する。
- 教育用コンピュータの標準仕様の策定等を通じた端末価格の引き下げ策を講じつつ、保護者の理解を得るための取組を推進する。【平成29年度より実施】

【平成29年度内を目途に検討・結論】

③「教育 ICT 教材整備指針(仮称)」の策定

- 地方公共団体における ICT 環境整備計画の策定及び計画的な ICT 環境整備を促進するため、「教育 ICT 教材整備指針(仮称)」を策定することにより、国としての、学校における ICT 環境の整備の考え方を明示する。【平成28年度内を目処に検討・結論】

④ICT 活用の効果測定の実施

- 次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における議論も踏まえた上で、各地域において、ICT を効果的に活用した実践例・モデルの構築等の取組を進めて行く中で、あわせて、多面的な効果測定に向けた取組を推進する。【ICT 活用モデルの構築とあわせて取組を推進】

2. 授業・学習面での ICT の活用

授業・学習面での ICT 活用を促進する観点から、ICT を効果的に活用した実践例等の構築を図るとともに、ICT 活用の際に不可欠なデジタル教材等の開発を官民連携で進める。あわせて、ICT 機器等の標準仕様(ガイドライン)を策定することにより、地方公共団体が、必要な機能を有する ICT 機器等を、より低廉な価格で調達することができるような環境整備を進める。

また、特別支援教育における ICT の活用促進、情報モラル教育に関する教材や研修の充実、情報等分野において特に優れた能力を有する人材に対する支援についても進める。

①授業等での効果的な ICT 活用の豊富な事例の提供

- 各地域において ICT を効果的に活用した実践例等を構築する。【平成28年度より順次実施】
- 次期学習指導要領を踏まえた「教育の情報化に関する手引き」を策定し、あらゆる学習場面において、ICT の苦手な教員も無理なく活用でき、教員自身が創意工夫により自在に ICT を活用できるための豊富な事例を整理する。【平成30年度内を目途に策定】

②官民連携コンソーシアムの構築

- 官民が連携をしてデジタル教材の開発体制や学校における指導の際のサポート体制等を、総務省及び経済産業省とも連携をしながら構築する。【平成29年度からの構築を目指し速やかに検討体制を整備】

③授業等での ICT 活用モデルに対応した機器・ネットワーク・システム等の推奨仕様や標準化の推進

- 学校が必要とする機能を有する ICT 機器等を、より低廉な価格で確実に調達できる環境を整備する観点から、「教育 ICT 教材整備指針(仮称)」の策定との連携も視野に入れながら、学校関係者(教育委員会・学校)及び関係業界と役割分担した上で、相互連携しながら、ICT 機器等の調達にあたっての標準仕様(ガイドライン)を作成する。【平成29年度内を目途に検討・結論】

④特別支援教育での ICT の活用の促進 (略)

⑤情報モラル教育の充実

- 情報モラル教育に関する教員研修・校内研修の充実、家庭・地域や民間団体とも連携した学校全体での情報モラル教育の推進に向けて、独立行政法人教員研修センターにおける研修の充実や、研修や指導に活用できる教材等の充実を図り、各教育委員会・学校の教員研修・校内研修を支援するとともに、関係省庁等とも連携し、保護者等を含め広く情報モラルとその教育に関する理解啓発を推進する。【平成28年度より実施】

⑥特に優れた能力を有する人材に対する支援方策 (略)

3. 校務面での ICT の活用

教員の業務の効率化及び教育の質の向上の観点から、教育情報セキュリティ対策を徹底することを大前提として、統合型校務支援システムの普及促進を図る。

①教育情報セキュリティの徹底

- 教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインの策定に向けた検討を行うとともに、教育委員会・学校における情報セキュリティ対策について助言等を行うための「教育情報セキュリティ対策推進チーム(仮称)」を創設する。【ただちに設置】
- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しつつ、学校における特性を踏まえた形で、教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。【平成28年度内を目途に検討・結論】

②統合型校務支援システムの普及推進 (略)

4. 授業・学習面と校務面の両面での ICT の活用

情報セキュリティ対策を講じることを大前提に、授業・学習面と校務面の両面での ICT 活用を連携させることにより、よりきめ細やかな指導や教員の指導力の向上、データに基づく学級・学校経営等を可能とする観点から、システムの構築やデータ等の管理、活用方法等に関する実証研究の実施を検討する。

①「スマートスクール(仮称)」構想に係る実証研究 (略)

5. 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制

各学校で教育の情報化が着実に進むよう、民間企業とも連携をしつつ、教員養成課程及び研修の充実を図るとともに、教育委員会事務局及び学校の体制強化と専門性の向上を図る。

①教員の ICT を活用した指導力向上のための養成・採用・研修の在り方

- 教職課程において ICT 活用について学ぶ機会の充実を図るとともに、教員の ICT 活用能力の向上を図る施策等を講じるため、教員養成・採用・研修の一体改革のための制度改正を図る。【平成28年度中を目途に対応】
- 教職課程を置く大学との連携・協力のもと、学校・地域で ICT 活用をリードしていく教員を対象とした研修の充実を図るとともに、高等学校の教員を対象とした研修教材を策定・提供する。【平成29年度より実施】

- 教職課程認定の審査の際に、「情報機器及び教材の活用」を含む授業科目において活用可能な施設・設備について確認できるようにする。

【教員養成・採用・研修の一体改革のための制度改正を踏まえて速やかに対応】

②独立行政法人教員研修センターにおける研修の充実

- 管理職や指導的立場の教員が、情報セキュリティも含めた教育の情報化についての認識を深める機会を確保する観点から、独立行政法人教員研修センターにおける研修内容の充実を図る。

【速やかに対応】

③ICT 活用指導力調査(チェックリスト)の見直し

- 全ての教員を対象とした ICT 活動指導力に関する調査について、ICT 機器の進展や、次期学習指導要領を見据えた調査項目の見直しを進める。【速やかに対応】

④産学官連携による教育委員会応援プラットフォーム(仮称)の構築

- 「全国 ICT 教育首長協議会」と、当該協議会に参画している地方公共団体の教育委員会が連携し、産業界及び教職課程を置く大学も巻き込みながら、指導法はもとより、ICT 機器の操作方法、さらには ICT 機器の調達の内り方までも含めて、教員の要望に応じて必要な情報を提供できる仕組みの構築に向けた取組に対し積極的に支援する。【速やかに対応】

⑤教育委員会事務局の体制強化・専門性向上 (略)

⑥教育委員会と首長部局との連携強化 (略)

⑦「教育情報化主任(仮称)」の創設を通じた学校における専門性向上 (略)

⑧ICT 支援員の役割整理

- ICT 支援員に求められる機能・業務が多岐にわたっていることを踏まえ、ICT 支援員に求められる機能・業務を整理する。【平成28年度より検討開始】

6. ICT による学校・地域連携

教育の情報化について、首長部局の理解も得ながら面的に広げる観点から、「ICT 教育全国首長サミット」の開催支援を行うとともに、教育課程外の学習における ICT 機器等の積極的な活用を促進する。

①長を中心とした ICT 教育推進組織の構築

- 「ICT 教育全国首長サミット」を定期的な開催とし、先進的・特徴的な取組を実施している地方公共団体等への表彰を通じて、教育の情報化を推進する。【速やかに対応】

②ICT を活用した地域づくりの事例の整理・発信

- 地域未来塾での ICT 活用促進のための「官民協働学習支援プラットフォーム」について、地方公共団体に対して積極的に活用するよう促す。【速やかに対応】

③無線LAN環境の整備による、地域の防災拠点としての学校の機能強化

- 総務省と連携し、平常時は児童生徒の教育に、災害時には地域住民の避難用に活用可能な無線 LAN 環境を整備するなど、地域の防災拠点としての学校の機能強化を図る。【速やかに対応】

※ 本資料は、教育の情報化加速化プラン「3. 具体的な取組施策」のうち、デジタル教科書の導入に伴い求められる環境整備の観点から、特に関係が深い事項について、文部科学省において抜粋し、再構成したもの。